

# 市場は国王大権にあらざるなり

——中世初期フランク王権の市場と貨幣の比較から——

山 田 雅 彦

## はじめに

1158年、フリードリヒ1世はイタリア北部に遠征した際に、ロンカリア（ロンカーリヤ）で王国会議を招集し種々の法令を發布した。それらの多くはドイツ国王が神聖ローマ皇帝としてイタリア北部において行使する統治権限を明確にすることを狙いとしたものであった。この時、王権に帰属するべき「レガリア」regalia（一般に「国王大権」と訳される権能）が、一つひとつ列挙されたのだが、それほどまでに具体的な文言が作成されたのは、ドイツ王権が現実的なイタリアでの国王権限を公に明示し、その堅持を図ったからである。

我々が知りたいのはそこに市場が含まれるのかだが、答えは否である。テキストの隅から隅まで見渡しても「市場」を意味する用語—代表的なものとして mercatum の語など—は確認できない。そこには裁判権や罰令権、人頭税と地租、あるいは慣例となっている都市内における宮廷、科刑及び贖罪金による収入、相続人不明な財産、相続不適法な財産、近親相姦者の財産、新法により有罪もしくは追放刑に処せられた者の財産といった裁判収入の類いが示される。そして、より日常生活との関わりが深い経済面での権利としては「公道、航行可能な水路、そこから徴収される航路税、接岸税、取引税 telonea といわれる貢租、貨幣 moneta」があり、他にも「両替所」「漁猟池と塩坑からの収入」などが取り上げられている。このうち、取引税はおそらく市場、もしくは市門等で徴収されたものであろうが、それは市場そのものではない<sup>1)</sup>。この大権の内容に関わる文書では、「貨幣」moneta や「取引税」もしくは「流通税」telonea は国王大権に属すと明記されながら、しばしばそれらとともに語られてきた—少なくとも中世史研究者の間でそのような位置づけをされてきた—「市場」mercatum, nundinae, forum 等の言及はここには一切ないのである。

ちなみに、フリードリヒ1世は、その後ロンバルディア都市同盟との争いに敗れ、1183年に諸都市との間にコンスタンツの和約と呼ばれる文書を取り交わすことになる。この時、皇帝は大幅な自治権限を諸都市に対して承認したのであるが、この文書でも多数の具体的な諸

1) MGH, *Constitutiones et acta publica imperatorum et regum*, I, Nr.175, S. 214–215. 我が国ではいくつか翻訳がなされてきた。このうち『西洋法制史料選（二）中世（久保正幡先生還暦記念）』創文社、1988年、98–99頁に埴浩氏の訳があるが、その訳は本来の語義を必ずしも正確にくみ取っているとはいえず意味不明の箇所が多い。一方、ヨーロッパ中世研究会編『西洋中世史料集』東京大学出版会、2000年、161–163頁には、西川洋一氏による改善された訳があるので、こちらを参照されたい。

市場は国王大権にあらざるなり

権利とともに「都市に至便性をもたらすその他のこと」を都市に認めはするものの、「市場」に関する明示はやはり見られない<sup>2)</sup>。

ミッタイスのドイツ法制史概説によれば、すでにフランク王国の時代より王権は「平和罰令によって特定の人や物を国王の特別保護下に置き…ラント平和一般の保護が国王の任務に属するという思想が発展しえた」とし、市場の特別平和も国王による平和罰令に含まれたとしているが<sup>3)</sup>、これはあくまで市場開催時の平和の保障に関わる問題であり、市場開催権を意味しての叙述ではない。しかし、ミッタイスは他の箇所でも明確に、「市場開設権」一邦訳がそうであって、原語は単に「市場」Markt一は、「レガーリエン」、すなわち国王大権に属していたとも述べている<sup>4)</sup>。

他方、10世紀のオットー朝期のドイツ帝国の経済史を分析したハルト＝フリードリヒス、またその見解を我が国の社会経済史学界に明快に紹介した藤田裕邦は、公権力による「貨幣」「流通税」「市場」の三権の「三位一体」的な取扱いについて述べたことがある<sup>5)</sup>。しかし、そうした関連性、あるいは「同列性」は、少なくとも1158年のロンカリアのテキストからは読み取れない。対して、「公道」「水路・河川」などは「貨幣」・「流通税」とともに国王大権の一部をなすように明示されるが、「市場」の記載はそこにはない。市場が貨幣や流通税とは別次元の存在と理解されていたことは疑いようもない事実である。ロンカリア立法が特例なのか、あるいはこのような定義こそ一般的なもののなのか、これを考察することが本稿の目的である。

この問題を考察するにあたって、以下では、まず市場と王権の関係についての源泉として、カロリング王朝期の状況を明らかにしていく。そのうえで、フランク王国から別れ出た10世紀の東フランク王国の市場も取り上げる。それぞれの時代の市場と王権、市場とその開催地における権力行使者なり統治者との関係について整理を施し、全体として、中世初期の市場と権力の関係について考察を深めていく。その際、「貨幣」、すなわち造幣権の扱いとの比較は有益な判断材料となるであろう。本稿では随時、貨幣に関する同時代の法制にもふれていくこととなる。

## 1 カロリング王権と市場

以前、別稿でも述べたことだが、カロリング時代以前の中世初期にあつては、市場を表す

---

2) 同上、163-165頁。

3) L. ミッタイス著、世良晃志郎訳『ドイツ法制史概説改訂版』創文社、1971年、103頁。

4) 同上、234頁ならびに391頁。

5) F. Hardt-Friedrichs, Markt, Münze und Zoll im östfränkischen Reich bis zum Ende der Ottonen, *Blätter für deutsche Landesgeschichte*, Bd. 69, 1980, S. 21-44. 藤田裕邦「中世初期東フランクの流通関係国王文書」『経済学研究』59巻3・4合併号、1994年、235-255頁。同「中世初期東フランクの都市と市場」『市場史研究』14号、1995年、3-15頁。

用語は *mercatum* とその変形、もしくは *forum* とその変形のみであった。中世初期の「市場」を示す語はこのように限定されており、*nundinae* あるいは *feria* といった、後世では「年市」を意味するような用語は未だ使用されていなかった。また、先述の *mercatum* や *forum* も、それだけでは開催場所としての「市場（地）」なのか、定期的で開催される「市場」なのかの判別ができない類いの用語であった<sup>6)</sup>。

一般に、カロリング王権期の統治者は、ことさらに「公共」*publicus* という語を使ったわけではないにせよ、社会秩序に対する公的な責任を負うべく、「王権」*regnum* や「帝権」*imperium* の果たすべき役割を相応に理解していたといわれる<sup>7)</sup>。実際、伝来する複数の勅令・王令の文言から、ピピン3世以来の諸王は諸々の法制を定めては、社会秩序と平和の維持、あるいは臣民全般の安寧をはかろうとしていた節が見て取れる。安定的な市場の設営もその一つであり、744年、ピピンはメロヴィング朝の宮宰の立場であった時、すでに自身の名でソワソン勅令を發布し、その第6条で、「司教各々はすべての都市 *civitas* において、長年そうであったように、適法な（法に則った）市場と度量衡を保つべし」と定めている<sup>8)</sup>。いわば、国王に代わって王国内の司教座都市での適正な市場運営を指示したものである。司教座都市とはおおかた旧ローマ時代の都市 *civitas* の後継であり、当時もまた最重要な地方行政中心地にして地方生活の要であった。それら個々に市場が備え付けられていたことは、ある意味当然ともいえよう。日常的には司教がそれを運営し、王権はそれをさらなる高みから監督・管理する、という体制が存在していたことがわかる。他方で、一般に世俗の権能については、伯 *comes* が種々の王権を代行したが、たとえば公的な市場での税の徴収等はこの伯が担当したと考えられる<sup>9)</sup>。

ところが、カロリング時代の市場は司教座都市 *civitas* だけで開かれていたのではない。たとえば、次に示す769年のピピンの息子カールマン国王の文書は、同王がパリ北郊外のサン・ドニ修道院に対して王国内部での種々の免税特権を認めたものだが、それによると、当該修道院の領民ないし商人 *negotiantes* であり、王国内の「どこであれ、すなわち *civitas*, *castellum*, *vicus*, *portus*, 公共の橋、あるいは他の市場を訪れる」者たちは諸々の流通税の免除を認められている<sup>10)</sup>。むろん、こうした証書の文言は一定の形式性を帯びるものだが<sup>11)</sup>、

6) 拙稿「市と交易」江川温・服部良久編『西洋中世史（中）成長と飽和』ミネルヴァ書房、1995年、152-153頁。

7) M. Constambeys, M. Innes & S. Maclean, *The Carolingian World*, Cambridge UP., 2011, p. 193.

8) *Capitularia, I, capitularia maiorum domus*, Nr 6, S.30 : <Unusquisque episcopus ... per omnes civitatis legitimus forus et mensuras faciat, secundum habendantia temporis.>

9) 概論だが、伯による流通諸税の徴収については、先述のミッターイス『ドイツ法制概説』112頁を参照。また、*civitas* における伯と司教の共同管理の原則に関しては、Fr. オリヴィエ＝マルタン著、埴浩訳『フランス法制史概説』創文社、1986年、39-40頁。

10) *MGH, DD. Karolman*, Nr 46, S. 66: <ubicumque ... in civitatis castellis vicis portus pontis publicis vel reliquis marcados advenerint.>

11) カロリング王権下の文書類の全般的な傾向とその諸問題については、津田拓郎「カロリング期フランク王国における「カピトゥラリア」と宮廷アーカイヴ」『ヨーロッパ文化史研究』（東

市場は国王大権にあらざるなり

その点を考慮するにしても、この文書の記載方法は、市場なり何らかの取引が実に多様な集落で実施されることが想定されていたこと、市場とはそのように諸々の地点で開催されることが通念となっていたことを示している。市場は司教座で司教によって設営されるものに限らなかった。それでは、形式上の監督権限はすべて王権に属すのか。たしかに、あらゆる交易地が王権の徴税の対象となっていることから、フランク王権は少なくとも形式上はすべての交易や市場の監督者ではありえたはずだが、以下、関係史料をより詳細に見ていこう。

前述の種々の場所のうち、都市 *civitas* あるいは港湾（港市）*portus* と呼ばれる比較的大きな集落の市場については、商人や御用人に限らず一般の人々もこれを利用することが、王権によって許されていた。これは8世紀末から9世紀初めに書かれた、シャルルマーニュ時代のサンスの「書式集」*Formulae* の文言からわかる。同書式集第36番「国王の命令・通告」*indiculum regale* のなかで、ある *fidelis*（「忠誠を誓約した者」の意味）の領民 *homines* に対して、一定の制限を設けながらも、続けて「もしそうでないのであれば、述べたように、あらゆる *portus* や *civitas* の市場で、何の妨害もなく、ワインや他の商品の商売をすることができる。我々がこれまで彼らにそれを認めてきていたように」として、各地の市場の自由な利用を基本的に認めているのである<sup>12)</sup>。

他方で、「市場」が王権による「流通税」の徴収と結びついていたことはたしかである。820年、シャルルマーニュの息子、ルイ敬虔帝による公職に関する勅令の第一条法では、「イムニタス（＝不輸不入特権）下の者であろうと、王領内の者であろうと、あるいは自由の者であろうと、（すべての）人々について」橋の通過税が免除されると述べた上で、それに続いて、「日常の商品が売買される市場でないのであれば、いかなる流通税も課されないことを余は望む」と定めている<sup>13)</sup>。字義通り、市場以外では流通税は徴収されないことを意味するのだが、裏読みしてみるならば、市場以外でも何らかの取引が行われており、それらは「市場」とは認定されず流通税も課されることがない場、もしくは時空であった。要は、公的に認知されている取引場が市場であり、そうではないタイプの取引場もまた存在していた可能性が高い。後者が公的文書のなかで「市場」用語によって表示されることはないのだが、人々からすればそれは限りなく「市場」に類する交換の場だったと想像できる。人々は一般的には管理された「市場」を介さずに、小規模な取引・交換を日頃から身近な空間で行って

---

北学院大学ヨーロッパ文化研究所) 第14号, 2013年, 79-97頁。同「シャルルマーニュ・ルイ敬虔帝期のいわゆる「カピトゥラリア」についての一考察」『西洋史研究』（東北大学）第42号, 2013年, 92-129頁参照。

12) *Formulae Merovingici et Karolini aevi, Cartae Senonicae*, Nr 36, S. 201 : <nisi, ut diximus, in quascumque portus, civitatis seo mercada, nullo cntradicante, suos vinus suos commertius quilibet negotium, absque ullo contradicante, potestate habeant vindendi, quia nos taliter ei habemus concessum, advenerint.>

13) *Cap, I*, Nr 143, S. 294, cap. 1 : <... aut de immunitatibus aut de fiscis aut de liberis hominibus.> <Volumus ... notum fieri, ut nullus teloneum exigit nisi in mercatibus ubi communia commertia emuntur ac venundantur.>

いたらしいということである<sup>14)</sup>。彼らにとっても、移動や旅行に伴う面倒と危険を考慮するかぎり、市場の存在する地方中心都市への通いはそう頻繁になるものではなく、ましてや定期的になされる行為などではなかったと思われる<sup>15)</sup>。

しかし、繰り返すが、この事実は、当時において「きちんとした」市場が各地で開かれていたであろうことと矛盾するものでは決してない。どうやら市場は各地で開かれており、農民や聖職者もまた市場を頻繁に訪問していたことは、彼らの徘徊行為を禁止せんとする勅令文言から読み取ることができる<sup>16)</sup>。そもそも市場は、交換の場としてだけでなく、しばしば公的な告知の場として機能していた。少し後の時代の史料となるが、864年、西フランク王シャルル禿頭は、ピトルの勅令の第20条において、定められた命令が「我らの宮廷において、また *civitas* において、そして伯主催の裁判集會、一般裁判集會、あるいは市場で」公示されるべきものと定めている<sup>17)</sup>。

以上より、メロヴィング時代末期からカロリング時代初期にかけてのフランク王国において、市場はごくごく自然に存在する商取引の場であり、また公的に管理され監督された空間であったことがおおよそ見て取れる。市場は遍在し、また公の空間であった。では、それ故に市場は王権に属するもの、市場開催権は国王大権の一部をなしていたと言ってよいか。答えは簡単ではない。

見てきた諸史料が示す「市場」と王権の関係は、それが公的な空間であって、それ故に公的な管理のもとにあるべきとの認識が当時共有されていたことを示唆している。もちろん、カロリング朝の国王が自らの権限で市場の開設を認めた文書は伝来する。874年、北フランスのサン・ベルタン修道院に対してシャルル禿頭王は、同地での金曜毎の市場の開設を認可する旨の書状を發布している<sup>18)</sup>。ただし、この書状の発給年が9世紀後半と比較的遅い時期のものであることは注意すべきである。また、こうした内容の文書は決して多くはない。重要なのは、王権の名によって市場の開設を認めてもらうという行為は十分にあり得たことだとしても、当時存在した市場のすべてがフランク王権によって設立され、同じように運営さ

14) H.C.パイヤー著、岩井隆夫訳『異人歓待の歴史—中世ヨーロッパにおける客人厚遇、居酒屋そして宿屋』ハーヴェスト社、1997年、111頁によれば、日常的に旅籠や居酒屋などで商品の売買がなされていた。また、N.オーラー著、藤代幸一訳『中世の旅』法政大学出版局、1989年、233-240頁では、御料地における国王訪問時の食料調達の詳細がまとめられているが、そこから市場だけではなく種々のルートを通して必要物資が集まっていたことも判明する。全般的にみると、市場はあくまで物資調達のための一手段、一機会と位置付けるべきことを補足しておく。

15) 当時の旅行環境については、オーラー前掲書を参照。同書230-233頁は、カロリング時代のフルダ修道院長フルラートが宮廷を往来する際の身支度や危険に関する記述を含む。

16) 8世紀末から9世紀初めに出されたシャルルマーニュの所謂「御料地令」*capitulare de villis*の第54条は、国王の *familia* に対して、市場一帯でうろつくことをつとに禁止している (*Cap. I, S. 88, cap. 54*)。また、829年のルイ敬虔帝による勅令では、今度は司祭に対して市場をうろつくことが禁じられている (*Cap. II, S. 33, cap.13*)。

17) *Cap. II, S. 319, cap. 20*: <in palatio nostro et in civitatibus et in mallis atque in placitis seu mercatis>

18) G. Tessier, *Recueil des actes de Charles le Chauve, roi de France*, t.3, 1955, n° 370, p. 324.

市場は国王大権にあらざるなり

れていたわけではないということである。むしろ市場は、日常的にあるべきインフラの一つとして社会に根付いており、それにはそれ相応の社会的機能が期待されていたということである。それゆえに、公共の福利と社会の安寧を希求する王権にあっては、「市場」は港や橋と同じように可能な限り公的に管理すべき対象物だったということであろう。都市自体が国王大権に属さないと同じように、市場もまたそれ自体としては重要な公的な空間、公共の場の一つでしかない、と言い換えてもよい。

## 2 王権の公共理念と市場—貨幣と比較を通して

王権の関心は流通税その他の市場取引からの収益の掌握だけにあつたのではない。「市場」それ自体というよりは、市場にまつわる日常生活の安定した運営もまた彼らの関心事なのであり、そこから多様な人々の活動への配慮が生まれ、さらに物資の公正な配分に関わる配慮が生まれてくる。丹下栄がかつて明らかにした、カロリング王権とフランク王国内の重要な修道院との関係についての考察がこの点で興味深い。

丹下によると、所領が多く、しかも帝国中にそれらが分散して存在するような特定の有力修道院に対して、カロリング王権は王国内の流通税をさまざまに免除する旨の特権を多数発給したが、これは修道院経済の活性化をはかることで、帝国全体の物資の流れをいっそう円滑にするための措置の一つという。すなわち、修道院の豊かな生産物が市場流通に乗って王国内にいきわたり、王国内の中小の臣民の飢饉などでの物資の「不足」を補填する役割を持った、というわけである<sup>19)</sup>。先に見た特定の修道院への市場の開設認可も、この脈絡で考察するならば、本来は閉ざされていた修道院経済のための取引所をあえて「公認」し、それを地域民全体へ開放する施策であつた、とも解釈することが可能なのである。実際、別の機会にも指摘したように、この対応は12世紀後半のフランドル伯のもとでも確認できる<sup>20)</sup>。

以上より、我々はカロリング時代においてさえ—「さえ」というのは、これだけ王権による万事の統制がはかられていた時代にあつても—、市場地や市場開設行為が「権利」として国王の大権に属していたという理解の仕方は適切ではないように思われる。むしろカロリング王権は、市場の機能を相応に理解し、その円滑な運営、そしてそこで生じる利益の一部の国庫への接収、すなわち徴税を怠ることはなかつた、ということではないだろうか。これと対象的なのが貨幣、そして造幣権限に対する強い管理志向であつた。

「貨幣」monetaについては、カロリング王権は何回にも渡って勅令を發布し、その型、

19) 丹下栄「西欧中世初期における塩の生産と流通」『下関市立大学論集』39巻1号、1995年。同「市場アクターとしてのカロリング期教会組織」『市場史研究』16号、1996年、132-138頁。同「西欧中世初期における市場の地位—カロリング期パリ地方を中心として—」『社会経済史学』63巻2号、1996年、10-31頁。同『中世初期の所領経済と市場』創文社、2002年。

20) フランドル伯による私的市場の「公認」の事例については、拙稿「中世中期における市場と権力—12世紀フランドル伯領を中心に—」『社会経済史学』63巻2号、54頁。

重量，造幣地の一つひとつを定めている<sup>21)</sup>。勅令での扱いからすると，度量衡の管理もこれと同列といえる<sup>22)</sup>。それらに比して，勅令等での市場の言及や取扱いは異なる。せいぜいの所，これまで引用したような措置や言及でしかない。法令や勅令による王国中の市場のリストアップなどはありえない。市場と貨幣それぞれの次元の違いをはっきりしている。

9世紀後半の勅令からカロリング王権の貨幣に対する関係がよくわかる2つの事例を取り上げてみよう。864年6月，西フランクの国王シャルル禿頭王が発布したピトル（北フランス）の勅令は，新しいタイプの貨幣の発行など貨幣関連の規定を多数含み，王権と貨幣の強い結びつきをよく示すものである。そこでは，王国全域で「適正にして正しく計量された貨幣によるデナリウス（ドゥニエ）」は聖マルタンの祝日（＝11月11日）までは受け取りを拒否されてはならないこと，続いて，聖マルタンの祝日以降，王国全域で「適正にして正しく計量された我らの新しい貨幣」のみが受け取られるべきことがまず定められた。次に，新しい貨幣の片面には，周りに国王の名を，そして中央には国王の名をデザイン化したモノグラムを刻むこと，反対面の周囲には造幣地の都市 *civitas* の名を，そして中央には十字架が刻まれるべきことが規定された。実に細かな部分にまで及んで王権は「自らの貨幣」の詳細を文章によって命じたということになる。

さらに注目すべきは，この新貨幣の造幣都市が，「国王宮廷」*palatium nostrum*，カントヴィック，ルーアン，ランス，サンス，パリ，オルレアン，シャロン・シュル・ソーヌ，メル，ナルボンヌの10地点に限定されたことであり，これら以外の場所 *locus* での造幣は以後禁止されたことである。これ以前の時代では，他の諸都市でも造幣がなされていたと推察されるが，勅令では，諸伯管区におけるこれまで使用してきた他の造幣地での種々の造幣機器の「国王大蔵」*camera* への返還が命じられている。前後して，各造幣地での造幣人 *monetarius* の選出の仕方と彼らの国王に対する忠誠誓約の義務，違反行為に対する厳罰規定に関する条文もあって，全体として，貨幣に関する王権の管理の度合いの厳しさがよくわかる同時代史料といえる<sup>23)</sup>。ピトル勅令で謳われた方策とその理念は，シャルルマーニュ以来の諸規定を受け継ぐものだが<sup>24)</sup>，ノルマン人の襲来等による混乱を目の当たりにして<sup>25)</sup>，王国の貨幣発行に関する制度を極度な統制下に置こうとしたものと考えられる。

21) カロリング朝の貨幣政策については，特に J. Lafaurie, Numismatique. Des Carolingiens aux Capétiens, *Cahiers de civilisation médiévale*, t.13, 1970, pp. 117–137 を参照。また拙稿「中世初期コルビー修道院（北フランス）の貨幣—構築された貨幣史のもつれ—」『史窓』76号，2019年，117–136頁も参照。

22) 拙稿「カロリング朝フランク帝国の市場と流通—統一王国の時代を中心に—」同編『伝統ヨーロッパとその周辺の世界の歴史（シリーズ『市場と流通の社会史』第1巻）』清文堂出版，2010年，20–22頁。

23) *Cap. II*, Nr. 273, S. 314–316.

24) J. Lafaurie, La surveillance des ateliers monétaires au IX<sup>e</sup> siècle, W. Paravicini et K. F. Werner (dir.), *Histoire comparée de l'administration (IV<sup>e</sup>–XVIII<sup>e</sup> siècles)*. Actes du XIV<sup>e</sup> colloque historique franco-allemand de l'Institut Historique Allemand de Paris (*Beihefte der Francia*, 9), Munich, 1980, pp. 486–496.

25) P. Bauduin, *Le monde franc et les Vikings, VIII<sup>e</sup>–X<sup>e</sup> siècle*, Paris, pp. 173–197.

市場は国王大権にあらざるなり

もう一つの史料は、864年勅令体制後、最初の例外措置が取られたケースに関するものである。シャルル禿頭王は、前記の新貨幣通用後の直後にあたる同年11月22日、シャロン・シュル・マルヌの司教に対して、同地を11番目の追加都市として造幣を認める旨の文書を与えたのである。以下、関係箇所を訳出する。

「…余の王国を支えるため、また造幣人の欺瞞や狡猾さを慮って、いたるところで損なわれている貨幣がなんらかの狡猾さによって再び変えられぬよう、余はすべての高貴なる者、つまり司教と世俗の貴族の同意をもって、王国のあらゆる場所において余の名前のモノグラムが貨幣に刻まれることを命じた。そして余は、いかなる者も余の国内でそれ以外のデナリウス（ドゥニエ）貨を使ってはならず、この命令に背く者は余の罰を受けることを王の権能において命令した。さらに、司教にして余のこのうえない寵愛を受けている尊敬すべき貴族、イルケンラウスは、彼の任地、カタラウヌム（シャロン・シュル・マルヌ）に所在する聖ステファヌス司教座教会所属の者たちが、苦勞して他の場所までいって探さなくては〔正規の〕造幣所のデナリウス貨を自身の都市内で見つけることができないという窮状のゆえに、この都市に王国の他の都市と同様に、余が造幣所を置いてくれるよう懇願した。それゆえ、余は、余の最も愛すべき妻イルミントウルデイス、および敬うべき司教自身の願いによって、余の大蔵 camera から余の造幣所が彼に与えられるよう命じた。…（中略）…さらに、司教がこの造幣所をすべての貢租とともに、永久に保持できるよう、また文書を持つことで合法的に管理でき、司教とその後継者がそこから徴収できるすべてを修道士たちに渡せるように、余の気高さをそなえたこの命令の文書が作成され、この教会の前述の司教に与えられることを余は命じた<sup>26)</sup>。」

以上、ピトル勅令の発効後に生じた窮状に鑑みて、王権はシャロン・シュル・マルヌを「王の貨幣」を発行する「王の造幣所」に追加指定したのであり、その権能は「国王大蔵」から譲渡された、というわけである。

2つの国王文書が語る王権と貨幣の関係は自明である。貨幣を製造する行為は、まさに国王大権に由来する行為であった。これに比する市場関係の記録は存在しない。確かに、カロリング時代の国王によって市場の設置が認められたケースはあることは先に述べたが、それはおそらく王の裁可を得て既存の市場の格を上げようとしたものであり、具体的には修道院所領での市場認可というケースで見られたものでしかなかった。明らかに市場と貨幣は王権から見ても、全く別次元の事象であったといえよう。

もっとも、カロリング王権が市場をある程度まで管理し統制しようとしていたことだけは見過ごしてならない。中世初期農村史・流通史研究の主力の一人であるドヴロワの最近の見

26) G. Tessier, (éd.), *Recueil des actes de Charles II le Chauve, roi de France*, t2, Paris, p. 121, n<sup>o</sup>. 277.

解によると、デナリウス銀貨の使用状況から見て、かなりの高い率で人々は、市場を通さずに売買を行い、また銀貨によってではなく銀塊（インゴット）による支払いを行っていたとされる<sup>27)</sup>。カロリング王権は、こうした市場外活動に対して抑制をかけたかったのかもしれない。司教に対して市場を公的に設置するように促すなど、貨幣を可能な限り経済実態に合わせようとして腐心したのはそのためであろう。

しかし、以上の考察からあらためて強調するべきは、市場権という概念のカロリング時代における不在である。市場とは都市部であれば存在した通常の世界資本ゆえに、それ自体の開催を「権利」とする法意識や思想はまだ感じ取れない。では、なぜ市場が文書にしばしば出てくるかといえば、その中立的な交換の場という特性ゆえに、市場は最も効率的に万民に物資を配分できる効率的なシステムだったからであり、公共性を標榜する王権にとって、これは見過ごせない制度だったからである。いわば、王権はこの市場を制度として整えるために、貨幣や度量衡という一段高い次元の制度を王権の責任で完備した。また、王国の財源を確保するために諸税を徴収したが、とりわけ商業をめぐるのは、人とモノの移動を守り、商品取引の安全を確保することを名目として、船が接岸する際、そして荷車や物資が橋や門を通過する際、そして市場が開催される時に流通諸税を求めた。その徴収権限や収益は権利となって王権に関与する者、あるいは王権から許された者が行使する。他方で、岸壁、橋、門、そして市場などの「物件」の帰属は、土地と動産の所有権に関わる問題にすぎない。要は、その社会性・公共性ゆえに、これらの物件の使用は私法の次元にとどまらない領域を巻き込みうる。万人が関わる時空、それを公的な接点として、王権は間接的な統制を及ぼそうとしていたのである。市場は史料に出現した時には制度らしく見えるが、もともとは草市のような自生的な交換の積み重ねから姿を見せていたのではないか、カロリング期の史料の総体はそのようなイメージを我々に与えてくれる<sup>28)</sup>。

### 3 ポスト・フランク期ドイツ王国の市場権と王権、もしくは帝権

9世紀の後半以降、カロリング国家の枠組みが動揺し始め、カロリング王朝の権威もまた急速に失われていく傾向を見せる。歩調を合わせるかのように、各地において王権が果たすべき権能の多くがより下位の権力（代行）者により行使されるようになっていく。これを社会の「封建化」と呼ぶかどうかは、その用語法に関する理解の仕方によって賛否の分かれる

27) J. P. Devroey, *Activité monétaire, marchés et politique à l'âge des empereurs carolingiens, Revue belge de numismatique et de sigillographie*, t. 161, 2015, pp. 177-232.

28) 本章の最後に、カロリング時代を中心とした中世初期の市場論の先駆として、森本芳樹「中世初期の市場」同『西欧中世形成期の農村と都市』岩波書店、2005年、379-399頁を挙げておく。西欧各国の諸研究を俯瞰し、独自に史料を読み込みながら、農村史サイドから中世初期の市場論を本格的に展開した氏の業績は、市場の遍在を常識にしたという点で今でも変わらぬ価値がある。

市場は国王大権にあらざるなり

ところであろうが、少なくとも権力の表面上の分散化は程度の差こそあれ、フランク王国内の至る所で進行したとあってよい。10世紀から12世紀にかけての公的な権力が王権の統制下には必ずしもなく、むしろ在地の者から一定のカロリング的「官職」の保有者（公 *dux*、伯 *comes* など）まで、多様な仕方で分散的・重層的に行使されていた時代において、市場は「権利」という観点からしてどのように史料のうちに現れてくるだろうか。

以下では、東フランクの王権と市場の関係について、または市場に貨幣、流通税を加えた、いわゆる「流通三権」がどのように行使されたについては、我が国では1990年代の藤田裕邦の研究が多くを語っている<sup>29)</sup>。以下では、その成果を踏まえながら、特に10世紀の東フランク、すなわちオットー朝期のドイツ王国におけるこの分野の特徴を整理していく<sup>30)</sup>。

藤田は、10世紀の東フランク王国を構成したエリアについては8世紀半ばまで遡り、カロリング朝初期以来のすべての流通関係国王文書を一覧化している。西フランク諸地域は含まれてはいないが、それでも極めて貴重な整理である<sup>31)</sup>。実をいえば、この一覧表を見て直ちに判明するのが、前章でも見たように、9世紀の中期以前は個別の市場に関する言及一たたとえば、市場を某修道院に認可する等の措置一は、1、2例を除いて存在しないということである。わずかに、833年のザクセン東部で、創建されて間もないコルヴァイ修道院への市場と貨幣の譲渡の例があり、続いて866年のプリュム修道院宛の近傍ロンメルスハイムにおける造幣権付きの市場開設の認可の例が見られるのみで、2件にすぎない。9世紀末まで広げて見ても、これに888年ブレーメン大司教に対するブレーメンでの市場の開設、898年のミュンスターアイフェル修道院宛の同地での市場開設を認める文書、および880年代のアーヘン教会がバスターニュに市場を確認した文書が加わるのみである。とはいえ、同時期の西フランクよりは、こうした事例が多いのもたしかである。

コルヴァイのケースは辺境の地にあつて、修道院長に造幣を認め、その監督下で市場が運営されるとしたものの、ブレーメンでの市場開設はハンブルクに設けられていた造幣所をブレーメンへと引き戻すとともに、同地に市場を設けてブレーメン＝ハンブルク司教の監督下に置いたものである。また、ロンメルスハイムとミュンスターアイフェルの事例は、いずれもアイフェル高地の中の定住地として当時成長しつつあった場所での市場の開設であり、ある種僻地における市場の運営を有力修道院に委託したものと理解できる<sup>32)</sup>。アーヘン教会の保有するバスターニュ市場も同じ地域に存在し、それと同様の措置と考えられる。このように、カロリング王権が東フランク王国一帯で市場の開設を自ら認可したケースと考えらる。

10世紀に入りカロリング朝が絶えた後、フランケン朝のコンラート1世、そしてザクセン

29) 前注5にあげた文献を参照。

30) 10世紀の西フランクの市場の動静については、同時代史料がほとんど残存していないためここでは取り上げない。他方で、出土貨幣に関する情報からある程度まで推察をすることができる。この検討は別稿において11世紀以降のフランス王国に関する考察で取り上げていく予定である。

31) 藤田「中世初期東フランクの流通関係国王文書」236-241頁。

32) 藤田前掲論文、249-250頁に、それぞれのテキストが注で提示されている。

朝のハインリヒ1世、オットー1世、2世、3世と王位は受け継がれる。この時代も東フランク＝ドイツでは流通政策の考え方はカロリング朝のそれと基本的には変わりなかったように思われる。というのは、やはりライン川沿いのような王国経済の中心諸都市においては、市場や貨幣の譲渡に関する言及はみられない。むしろ低地諸地方、東部辺境地域、あるいは地理的に見て山岳地域の定住地においてこそ、王権による市場の認可、あるいは造幣の認可が展開していったことは明らかである。しばしば指摘されてきた「市場」・「貨幣」・「流通税（市場税、通過税）」の三位一体的賦与という事態も、おおよそこうしたエリアで起きている。その最初のケースが先にも引用した888年のブレーメンでの措置であった。三位一体的な権限の賦与は、10世紀半ば以降、正確にはオットー1世の治世以降急速に増えることが、藤田作成の一覧表から確認できるが、それは明らかに帝国における諸権の地方委任とも関係しているように思われる。王国の東辺境ともいえるマグデブルク、ガンデルスハイム、ハルバーシュタット、クヴェードリンブルク、ハルツゲローデ、あるいは帝国南東辺境のパッサウ、ザルツブルクでのこうした三権の一括認可は、経済的後進地帯での経済拠点の創生、特に有力な教会組織が設けられていた地点の拠点化と関わっている。

他方、西フランクとの国境の町カンブレ、カトー＝カンブレジ、またムーズ川沿いのヴェルダン、リエージュ近郊等での三権賦与のケースは、あきらかに10世紀後半に帝国となった王国の聖界諸侯がライン地域の司教連と同等の権限を求めて行動した結果なのではないかと思わせる。もともと司教による市場の管理は重要な責務の一つであったが、それは決して文書化されて権利として明記されるような「物権」ではなかった。しかし、帝国内での聖界諸侯化する傾向が顕著になってきた10世紀後半において、司教たちは可能な限り自身の管轄する町の市場の監督権限を、造幣や税徴収の権利とあわせて国王＝皇帝から委託してもらい、という手続きを踏んだのではないだろうか。時には、これに加えて自身の領地に密かに設けた市場の公的認証に動いたことはいくつかの有力司教や修道院の動勢から読み取れる。とりわけオットー1世から3世までの三世代は、ドイツ王がローマ皇帝としてより高見に位置することこそ本分であると自他共に意識された時代であり、王権（＝帝権）もまた公的権限の明示的な委任を好んで実施したのは明らかなのである<sup>33)</sup>。

藤田は藤田で、諸事例の考察を結ぶに当たって、「王国全域、受給者、商業地いずれのレベルにおいて見ても、市場開設権、造幣権、流通税徴収権の結合は、当初から完成した形態

33) オットー朝、特にオットー3世の統治においてローマ皇帝としての側面が強く標榜されたことに関しては、三佐川亮一『紀元千年の皇帝—オットー3世とその時代』刀水書房、2018年、第5章を参照。他方で、すでに当時の王権のもとでの文書発給が、発給者のイニシアティブによるよりも、受給者側—特に教会関係者が多い—が作成の主導権を握っていたといわれ、それだけにますます、市場や貨幣にふれた文書が多く伝来しないのは、その種の権利にふれることが相応に制限されていたことを暗示している。オットー朝期の文書作成については、最近の成果として、ヴォルフガング・フシュナー著、津田拓郎訳「オットー朝期の君主文書における発給者と受領者の関係」川内祥輔他編『儀礼・象徴・意思決定—一日欧の古代・中世書字文化』思文閣出版、2020年、94—96頁を参照。

市場は国王大権にあらざるなり

として出現したのではなく、段階的に形成されたものであるが、そこで重要なのは、少なくともその形成期においては、三者の結合は現実経済への対応の必要から行われていたと考えられる点である。そして、同一商業地について三権の賦与が揃った後に、文言形式としてそれらの並列が確立し、三位一体的賦与が広まったと思われる」と総括している<sup>34)</sup>。

さらに貨幣史からの知見を加えるならば、三代にわたるオットー時代は帝国の東方と南東で銀鉱の採掘が開始された時であった。961～968年にハルツ地方のゴスラー近傍で最初のザクセン銀鉱が発見されており、その後ランメンルスベルク Rammelsberg など、複数の地点で操業が本格化する。同じく、10世紀末から11世紀初期、より南方のシュヴァルトツヴァルト Schwarzwald でも銀鉱が見つかる<sup>35)</sup>。これは当時の西欧銀の絶対量を増やす重要なモメントとなったが、市場、貨幣、流通税の三権一体的賦与という、例外的だが同時に集中的に実施された措置は、これら新しい銀鉱地域の近傍であることにも注意せねばならない（マグデブルク、ハルバーシュタット、クヴェトリンブルクはハルツ山地の麓に位置する）。その意味では、見てきたようなドイツ王権の対応は、これまで経済後進地であった一帯における集約的な権限の賦与であったのであり、パッサウとザルツブルクにもこの見方は応用できる。

以上の経緯から、10世紀のドイツでは、カロリング的な伝統、すなわち公共財としての市場観とならんで、個別の権利の対象としての市場（権）が出現していたことになる。それでも、注意したいのは、市場権限の受給者はいずれも教会と修道院であり、世俗諸侯・貴族や都市自治体、あるいは一部市民の名は出てこないという点である。これが意味するのは、やはり市場は王権の直接監督から切り離されようとも、依然として公的な枠組みで運営されるべきインフラとして捉えられていたということである。

藤田とは別に、オットー朝期の三位一体的な権利の多数の譲渡が何を意味するかについて、その後千脇は権力論と地域における生産・流通史の双方の立場を統合するように鋭い分析を行っているが、貨幣についてはこれを領主の権力表現の一つと位置付ける一方で、市場開催については明らかに貨幣とは異なる次元でこれをとらえている。諸説ある中で、「当時より広範に存在した市場のごく一部」が「国王の保護下に置」かれた、とする見解に千脇が傾いているのはおそらく正しい<sup>36)</sup>。

ところで、11世紀以降になると、新規の三権賦与はあまり見られなくなる。10世紀後半の賦与によって主要な経済拠点は王国辺境といえどもおおよそ出揃ったということであろうか。あるいは、これ以上の権限の授受に新たな王朝、ザリエル（フランケン）朝の王権が慎重になり始めたからであろうか。それとも鉱山からの銀の供給量自体が1040年以降低下していっ

34) 藤田前掲論文、252頁。

35) P. Spufford, *Money and its Use in Medieval Europe*, Cambridge, 1985, pp. 90–91.

36) 千脇修「中世の市場と貨幣使用に現れた権力の分化と統合—いわゆる三位一体的構造を手がかりに—」小倉欣一編『ヨーロッパの分化と統合—国家・民族・社会の史的考察—』太陽出版、2004年、101–130頁、特に102–107頁を参照。

たからなのか<sup>37)</sup>。明確なのは、見てきた現象は特定の状況下で起きた特定の出来事だったということである。流通三権の三位一体を引き合いに出して、それだけから国王大権としての市場権を一般論として語ることはできない、とひとまずまとめたい。

### おわりに

市場はもともと在地社会にありふれた、ごく普通の経済機構、社会制度、集会所であった。それは一義的には生活のための商業活動の場でありながら、同時に種々の社会活動が行われ、それと同時に地域の権力が介入し、その警察権力（ポリス）によって治安（ポリス）が守られるという公共空間でもあった。いわば市場は当初は権利の対象となる「モノ」であるというよりは、人々の生活の一場面として不可欠な「時間」であり「空間」であって、都市や村と同じくその帰属はその土地の主にあるとする以外、ことさらに問題とするような性格のものではなかったろう。

時に応じて、カロリング時代からザクセン朝時代の王権が、どこかしこの市場を某修道院や教会に「譲渡した」、あるいは「与えた」といった記述が文書に出てくるとしても、それは当地において当該聖界機関によって正しく市場を設けて運営せよという、公式の確認状なのである。10世紀後期のオットー三代にわたって、市場が貨幣の製造権や流通税の徴収権と共に聖界機関に認められたのは、特定の地域における鉱山開発などの特需を反映しての措置であり、一種の公的制度の個別委任である。後世に見られる、他者からの侵害を想定した防衛的な権利設定などとは区別されねばならない。

実際、多くの地域で市場は文書に姿を見せることなく、在地社会でひっそりと「慣習に従って」運営されていた。そういう性質のものであった。これがやがて競争をする、すなわち11世紀から12世紀にかけて個々バラバラに開催されていた市場の間で時期や場所の調整が求められてくると、諸侯層などの広域的な権力の行動力が社会的に重要になっていくであろう。彼らによって、個別の地方市場は束ねられ、より広範囲に対応できるより体系だった法規のもとで制度化が進んでいったのではあるまいか。その時期の市場と王権、あるいは「王権代行者（＝諸侯）」との関係については、稿を改めて論じることとする。

37) スパフォードによれば、ヨーロッパにおける銀の伝統的な供給源はハルツ山地に位置するゴスラー近郊のランメルスベルクの鉱山だが、この鉱山からの産出量もやがて1040年代以降は低下していったという。Spufford, *op. cit.*, pp. 95-97.